

## 付編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

### 第1章 総則

#### 第1節 推進計画の目的

本計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

町に係る地震防災に関し、町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編 総論編 第4節 「防災関係機関等の責務と業務の大綱」を準用する。

## 第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

施設の整備は、早急に実施することが必要であるが、町の財政等を考慮し整備等を推進する。

### 第1節 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第2節 地震に強いまちづくりの推進 第1 「防災まちづくりの推進」を準用する。

### 第2節 指定避難所及び指定緊急避難場所の整備

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第4節 被災者支援 第1 「指定避難所・指定緊急避難場所の整備」を準用する。

### 第3節 避難誘導及び救助活動のための防災拠点、消防用施設の整備

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第2 「消防力、救助・救急活動の強化」、第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第3 「医療救護活動」を準用する。

### 第4節 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第3節 被害の軽減・防止 第1 「緊急輸送への備え」を準用する。

### 第5節 通信施設の整備

第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第3 「情報通信ネットワークの整備」を準用する。

## 第3章 関係者との連携協力の確保に関する事項

### 第1節 資機材、人員等の配備手配

- 1 被災時における物資等の調達手配のうち、応急対策を実施するための広域的措置については、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第1 「他の地方公共団体等に対する応援要請」を準用する。
- 2 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定は、資料編「災害時における相互応援等に関する協定一覧表」のとおりである。

### 第2節 物資の備蓄・調達

平常時の物資の備蓄に係る事項については、第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第4節 被災者支援 第2 「食料・生活必需品の供給体制の整備」を準用する。

発災後の物資の供給に係る事項については、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第5 「生活救援物資の供給」を準用する。

## 第4章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

### 第1節 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等

#### 1 後発地震への注意を促す情報等の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）については、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第2 「地震情報の収集・伝達・報告」を準用する。その際、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

なお、町民へ周知する際は、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第3 「災害情報の広報」を準用し、広報手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。町民に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。また、状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、町民が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよう努める。

外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

#### 2 災害警戒本部の設置

災害警戒本部等の設置運営方法その他の事項については、次のとおりである。

##### （1）災害警戒本部の設置及び運営

町長は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されたときは、直ちに災害警戒本部を設置し、的確かつ円滑に運用する。

##### （2）災害警戒本部の組織、運営及び参集

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第1節 「初動対応計画」を準用する。

## 第2節 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

町民に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、町民に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第3 「災害情報の広報」を準用する。

## 第3節 災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講じる。

## 第4節 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、町民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

### 1 後発地震に対して注意する措置

- (1) 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震への備えの再確認
- (2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- (3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- (4) 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

## 第5章 防災訓練に関する事項

町は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

実施する防災訓練の内容、方法等は、第1編 総論編 第5節 防災教育・訓練 第2 「防災訓練」を準用する。

防災訓練の実施にあたって留意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (2) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、他の市町村、指定行政機関、指定公共機関等との連携を図ることに努める。
- (3) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

## 第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

### 第1節 町職員等に対する教育

町は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を実施する。防災教育については、各担当部局において必要な知識を身に付けるとともに、おおむね次に記載する内容を含む。

- 1 地震に関する一般的な知識
- 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 4 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 5 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 6 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 第2節 町民に対する教育・広報

町は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、おおむね次に記載する内容を含む教育・広報を実施する。

- 1 地震に関する一般的な知識
- 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 3 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 5 正確な情報の入手方法
- 6 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- 7 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 8 町民自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 9 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

教育・広報の実施に当たって留意すべき事項は、次のとおりである。

- 1 地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ町民の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
- 2 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 町民が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講じるよう努める。
- 4 教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、動画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
- 5 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に町民が地震対策を講じる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
- 6 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。